

論文

若者が創造する若者支援実践に関する一考察

—— 青年手当からみる若者支援の位置付けの変化 ——

松 岡 江里奈

〔抄 録〕

本稿は、韓国のソウル市で2016年から制度化している青年手当に焦点を当て、韓国で展開されている若者支援について検討を加えるものである。青年手当は、韓国の青年たちが自ら、その政策を提言し議論するなかで制度化した経緯がある。筆者は、その青年たちによる運動の背景には、韓国の代案教育運動や、市民運動によって生み出された社会的企業、さらには協同組合等の連帯経済を創り出す主体、つまり社会を変革する運動の主体を育ててきた実践があると考えられる。

本稿では、今日の韓国の若者たちが抱えている深刻な生活問題とそれを支える支援制度に焦点を当て、その運動の主体を育てる学びと運動への参加が、主体的な社会参加を保障すると考え、その実践を行うソウル市青年活動支援センターの今後の運動課題を考察する。

キーワード：若者支援、自立支援、韓国、青年手当、時間の保障

はじめに

日本と韓国は、ともに新自由主義が進行し、社会がグローバル化する一方、家族主義が強く残っている。そのなかで、若者の自殺率の高さや、高校・大学への進学率の高さ等類似する点が多いが、展開されている若者支援（韓国では青年支援といわれる）には多くの差異がある。

日本における若者支援の中心的位置を占めるのは、若者サポートステーションである。その支援は、経済的な自立を目指した、いわゆる就職支援が中心となっている。このため、その就職支援に該当しない若者は支援の対象外となる現実がある。一方、韓国では青年手当という、現金給付とプログラムの受講を並行し提供する新しい形の支援が2016年より展開されている。

本稿では、筆者が2010年以降、年1～2回、訪韓し調査を進め収集してきた情報を基に、韓国の若者の抱えている生活問題とそれを支える支援制度に焦点を当て、韓国と日本の若者の抱

えている生活問題とそれを支える支援制度について検討を加え、韓国と日本の若者支援における社会参加保障の必要性和、ソウル市の青年活動支援センターの今後の運動課題について論究したい。

第1章 韓国における若者の生活問題

日本において「若者」と呼ばれる年齢層は、韓国では、「青少年・青年」として捉えられる。本章では、まず両者を比較し、本論における用語の用い方を定義した上で韓国における若者問題の深刻さについて述べる。日本、韓国の両国において、若者の生活上の課題は深刻な状況になっている。両国の若者政策の対象をどう捉え、自立をどう考えることが求められているか検討を加える。

1-1 韓国と日本の若者概念の相違について

日本では、若者という言葉自体に法的な定義はないが、青年期は青年前期（10代後期）、青年後期（20代前期）、ポスト青年期（20代後期以降）に分け考えられる。この青年前期、青年後期、ポスト青年期を合わせて若者と称する。日本では、このポスト青年期の時期が長期化しており、若者サポートステーションは、支援の対象を49歳までの者としている。宮本（2004）ⁱは、「15歳以上は、完全な保護の時期ではなく、しだいに自立性が高まっていくとはいえ成人期への準備段階で、20歳台の半ばまでは完全な成人期とは異なる配慮の必要な年齢段階である。つまり、準成年から初成年の期間は、自立に向かいつつも配慮の必要な人々ということになる」と、その年代の者の保護や配慮の必要性を指摘する。また、日本学術会議では提言の中で、この若者層の拡大について「1990年代以降の社会変化の中で困難な状況に遭遇した若年世代の加齢に伴い、政策的な『若者』の定義は、より年長者をも含む方向で拡張されてきた。すなわち、現在の『若者』問題は、いわゆる青少年だけでなく、子育て世代までも含む幅広い年齢層を視野に入れて把握せざるをえなくなっている。」ⁱⁱと、ポスト青年期の時期が延び自立への段階において保護が必要な人が拡大していると指摘する。

日本の若者支援の中心となっている、2006年より開始された若者サポートステーション事業や、子ども若者育成支援法（2010年施行）により相談窓口事業の事業対象は、この青年前期・青年後期・ポスト青年期の者を対象とし、これらを若者と称している。その際に、18歳未満の者と区別するために、18歳以上の者を若者と捉え、それ未満の者を保護が必要である存在であることと捉えることが、法的な保護性との関わりでは必要である。

一方、韓国ではこの若者という言葉はあまり使用されず、「青少年」と「青年」という言葉が一般的に使用される。この青少年を対象とする法律に、青少年基本法（2013年施行）、青少年福祉支援法（2004年施行）、青少年保護法（2011年施行）がある。年齢対象をみると、まず、青

少年基本法での青少年は、9歳以上24歳以下の者を差す。そして青少年福祉支援法は、青少年基本法第49条④の規定により、「青少年福祉増進に関する事項」を定めるものであり、その年齢対象も青少年基本法と同じく9歳以上24歳以下となる。一方、青少年保護法は、「青少年に有害な媒体物や薬物などが青少年に流通することと、青少年が有害な店舗に出入すること等を規制し、青少年を青少年暴力・虐待など青少年有害行為を含んだ各種有害な環境から保護・救済することによって、青少年が健全な人格に成長できるようにすることを目的とする」ものであり、ここでの法対象年齢は19歳以下の者となっている。

次に、韓国で青年をどう規定するのかをみる為に必要となるのが、青年基本法（2020年施行）、青年雇用促進特別法（2009年施行）である。青年基本法は、2020年2月に制定され、2020年8月より施行されている新しい法律であるが、ここでは青年は19歳以上34歳以下と定められている。一方で、青年雇用促進特別法では、第2条において対象年齢を15歳以上29歳以下としているが、法第5条第1項により『公共機関の運営に関する法律』による公共機関及び『地方公企業法』による地方公企業が青年未就業者を雇用する場合は、15歳以上34歳以下である者をいう」と規定されている。

この青年基本法の年齢規定や、青年雇用特別促進法のなかの公共企業体が青年未就業者を雇用する場合の規定から、韓国においても、日本と同様に延長したポスト青年期に対する支援が議論になっていることが分かる。

本稿でとりあげる青年手当を受給している者の多くが、4年制大学の卒業後に就職準備を始めている。このことから、政策対象は青年後期までの若者となっている。しかし、韓国の若者たちの生活上の課題は至って深刻であることや、学業の修了年齢が遅いことを踏まえると、この年齢対象で十分であるかは今後検討が必要である。

1-2 若者を待ち受ける厳しい現実と自殺

韓国の自殺率は26.9となっており¹⁾、OECD加盟国のなかで最も高い。また、10～30代の死亡原因は日本と同様に自殺が1位となっている。OECD加盟国の平均自殺率は12.1であり、韓国の自殺率はOECD平均の2.4倍となり、13年間最高水準となっている。韓国では2011年以降、青少年（9～24歳）の死亡理由1位が自殺となっており、年代別の死亡者のうち、死因が自殺となっている割合は10代37.5%、20代51.0%、30代39%となっていることから、韓国の自殺問題の深刻さを伺い知ることができる²⁾。それだけでなく、中央日報ⁱⁱⁱ⁾の記事によると、日常生活を中断するほどの悲しみや絶望、憂鬱を感じている青少年が28.2%おり、学年が上がるごとに憂鬱感を経験している者が多いとされている。また、学校以外の時間も塾等で勉強をしている学生が多く、余暇活動が1日2時間未満の学生が43%を占めており、韓国の学生がストレスフルな生活を送っていることがわかる。ここから推察されることは、大学の卒業、つまり就職準備の時期が近くなってきた時や、就職準備の最中に若者たちを深刻な憂鬱が襲ってい

るということである。

韓国では、2016年に10代が273人、20代が1097人、30代が1857人と、39歳以下の者が3227人自殺している。なお、日本の若者（39歳以下）の自殺者数は5309人となっており、人口との関わりで考えると、韓国の若者の自殺者数の多さを推し量ることができる。自殺を規定する要因に失業率や非正規率等の社会的要因があることはもちろんだが、若者の自殺を考える際に、さらに着眼しなければならないのは、競争主義的教育とその競争主義的な他者・自己評価とその評価に対する恐怖心に常に襲われていることである。韓国では、その競争主義的教育と向き合う代案教育の実践が展開されている。これについては後述するが、今後の韓国の若者運動として、この自殺をどう予防するのかを着眼した運動も必要となっている。

また、自殺だけでなく若者の貧困問題も深刻化している現状がある。1997年のIMF通貨危機以降、韓国では青年失業率や非正規雇用率が急激に増加している。高安（2007）^{iv}は、「韓国では1998年から経済構造改革が行われ、金融システムや企業財務の構造問題を解決していったが、その反面で非正規職の増加や所得格差の拡大等の問題が起こっている。」と指摘している。また、韓国政府は、2019年8月時点での非正規労働者の割合は36.4%、15～29歳の失業率は10.7%としているが、2020年8月に統計庁から発表された潜在的な失業者や不完全就業者（週

（表1）雇用形態別最低賃金未満の労働者及び低賃金労働者の分布

（単位：千人）

	最低賃金未満の労働者数			低賃金の労働者数		
	2017	2018	2019	2017	2018	2019
賃金労働者	2,661 (13.3%)	3,111 (15.5%)	3,386 (16.5%)	4,753 (23.8%)	3,599 (18.0%)	3,345 (16.3%)
正規労働者	935 (7.0%)	1,146 (8.5%)	1,049 (8.0%)	1,978 (14.7%)	1,351 (10.1%)	1,031 (7.9%)
非正規労働者	1,728 (26.2%)	1,964 (29.7%)	2,336 (31.2%)	2,775 (42.2%)	2,248 (34.0%)	2,314 (30.9%)
一時的労働者	881 (23.1%)	1,018 (26.6%)	1,351 (28.2%)	1,438 (38.6%)	1,140 (29.8%)	1,336 (27.9%)
非典型労働者	507 (24.0%)	608 (29.4%)	612 (29.9%)	827 (39.2%)	677 (32.7%)	600 (39.3%)
時間制労働者	1,100 (41.7%)	1,147 (42.4%)	1,498 (47.5%)	1,621 (60.8%)	1,343 (49.6%)	1,493 (47.3%)
非正規若年労働者 (15～29歳)	426 (31.9%)	422 (33.1%)	539 (35.6%)	679 (50.8%)	497 (38.9%)	535 (35.4%)
非正規高齢労働者 (60歳以上)	726 (47.7%)	786 (47.7%)	969 (50.0%)	960 (63.0%)	859 (52.1)	961 (49.6%)

注：()内は、低賃金及び最低賃金未満の労働者の割合

韓国統計庁「経済活動人口調査雇用形態別付加調査」各年8月時点の発表をもとに筆者作成

18時間未満の就業)を含めた拡張失業率を25.6%³としている。また、国際新聞^vの記事によると、韓国開発研究院が成人男女1,000名に行った調査の結果、IMF通貨危機が国民にもたらした影響として、IMF通貨危機が人生に悪影響を及ぼしたと答えたものは60%となっている。これを、項目別に見ると非正規雇用の増加が88.8%、所得格差の深刻化が85.6%、就職難の深刻化が82.9%となっており、IMF通貨危機が多くの国民の生活に、大きな影響を与えたことがわかる。非正規雇用の増加や就職難、そして、正規・非正規間の所得格差は若者の生活に直接影響する深刻な問題であるばかりか、生涯の生活を規定することになる。それを示す指標に、雇用形態別最低賃金未満の労働者及び低賃金労働者の分布(表1)があるが、2019年時点の15歳から29歳の青少年53万5千人が低賃金労働者であり、この年代の労働者の35.4%を占めている。ここから、IMF金融危機以降、韓国の若者が不安定な生活を送り、将来に対する不安を持っていることがわかる。

1-3 広がる格差とN放世代

韓国では、1990年代から大学等進学率が急速に加速し、2018年の大学等進学率は69.6%⁴となっており、この数字は2008年以降OECD加盟国のなかで1位となっている。また、韓国の若年失業率を見ると、OECDの調査によると全失業者のうち25~29歳の占める割合がOECD加盟国のなかで2012年から7年連続で最も高く、失業者の22%を占めている⁵。過酷な受験競争の後にも激しい就職競争と、それに打ち勝つための就職準備が待っているということである。韓国の若者が自身の力で安定的な生活を送ることが困難になっている現状は、2007年に「88万ウォン世代^{vi}」として注目を集め始めた。これは、もともと書籍のタイトルであるが、当時の韓国では非正規雇用で働く不安定な若者層を表す言葉となった。ここでは、禹(2009)^{vii}が、盧武鉉政権時代を「強化された新自由主義」の時期とし、社会が「生きられる者だけ、生きてみよう」という社会に変容したことが指摘されている。

また、2011年には不安定な雇用、高額な奨学金返済、長引く就職準備によって、将来を計画することがむずかしく、若者世代が恋愛・結婚・出産を諦めざるを得ない状況に置かれていることを指摘し、京郷新聞^{viii}がこの若者たちを「3放世代」と名付けた。これは、若者が現在不安定な状況に置かれているだけでなく、現在不安定な状況にあることにより、将来を展望できずに人生を諦めなければならない状態にあることを表した言葉である。この、3放(恋愛・結婚・出産)世代は、5放(+就職・持ち家)、7放(+健康・外見)、9放(+人間関係・希望)10放(+人生)となり、人生の全てを諦めなければならない全放世代(完放世代)やN放世代(すべてを表す負定数のN)と表現されるようになっていく。

しかし、韓国の若者が必ずしも「N放」しなければならないのではない。2015年にソウル大学に通う学生が、「先に産まれた者、持てる者、力のある者の論理に屈服することがこの社会の道理であり、生存を決めるのは箸とスプーンの色だった。」という遺書を残して自殺をしたこと

が韓国で大きな話題となり、インターネット上に残した公開遺書が多く、若者に広まった^{ix}。この遺書の中の「箸とスプーンの色」というのは、韓国で社会的階層を表す際に用いられる「スプーン階級」を指している。この「スプーン階級」は、「ヘル朝鮮（地獄のように生きることが辛い朝鮮）」や「N 放世代」等と同時期の 2015 年ごろから日常的に使われている新造語であり、英語の慣用句である「Born with a silver spoon in one's mouth」銀のスプーンを持って生まれてくる（裕福な家庭に生まれる）がもとになっていると言われている。裕福な家庭に生まれた人を「金のスプーン」、恵まれない家庭に生まれた人を「泥のスプーン」と呼びはじめ、現在ではダイヤモンドから泥まで階級が別れている（表 2 参照）。泥のスプーンは、土でできているために形を保つのがやっとなので、一生食べることに困るといふ絶望的な意味も込められている。

（表 2）スプーン階級基準表

ダイヤモンドスプーン	財産 30 億ウォン以上 または 世帯収入 3 億ウォン以上	上位 0.1%
金スプーン	財産 20 億ウォン以上 または 世帯収入 2 億ウォン以上	上位 1%
銀スプーン	財産 10 億ウォン以上 または 世帯収入 1 億ウォン以上	上位 3%
銅スプーン	財産 5 億ウォン以上 または 世帯収入 5,500 万ウォン以上	上位 7.5%
泥スプーン	財産 5 億ウォン未満 または 世帯収入 5,500 万ウォン未満	

※大韓民国青少年議会の記事^xをもとに筆者が作成

また、現在の韓国では、塾や習い事等の私教育が盛んであり、子どもの教育のために親が熱心にお金と時間を費やしている。中央日報^{xi}の記事によると、親が子どもの私教育にかかる費用は、家庭の所得によって 5 倍の格差があり、家庭の所得が高いほど私教育を受けている割合が高いことがわかった。本人が努力するのは当たり前の中、さらに両親が子どもの教育のために熱心に投資をするため、泥のスプーンを持って生まれた者は金のスプーンを持って生まれた人に追いつけないという状況が出来上がっている。この、親の所得が子どもの未来を規定する状況については、2015 年に韓国統計庁が発表した調査結果からもみることができる。この調査では、努力すれば社会経済的地位があがる可能性があると考える人は、2009 年の 35.7% から 21.8% まで減少しており、自身の社会経済的地位を中間より低い中下層であると考える人が 79.7% であることが明らかになっている。さらに、自分自身が努力し、子ども世代も努力すれば社会経済的地位があがる可能性があると考える人は、31%にとどまっている。日本でも、1970 年以降社会階層が固定化しているという点について、中西（2004）^{xii}が指摘しているが、韓国でも社会階層の固定化が起こっており、非正規雇用の割合の増加と相まって個人の努力ではどうすることもできないレベルで、若者世代の格差が拡大している現状がある。

しかし、いくら努力しても報われないとわかりつつも、最低でも現状を維持しなければこぼれおちてしまうという恐怖の中で努力を止めることのできない現実がある。また、自分たちが生きる現在の社会を信頼できないために、自身のスペックを高めることに邁進した結果、若者

は「スペック世代」とも言われており、努力で得られるものは全て得なければならないという極度な競争を強いられている。また、競争主義とともに美容整形技術等の発達も相まって、外見至上主義的な考え方も加速しており、韓国は人口1万名あたりの整形手術件数は世界1位となっている。しかし、資格の取得や美容整形にも費用が必要となる。そこには、努力だけではこえることのできない格差の壁が立ちはだかる。このため、韓国の若者は、低所得階層の若者たちのみに限らず多くの若者が、ゴールの見えない状況のなかで、過酷な受験戦争や長引く就職準備のために努力しつつも「N放」しなければならない状況に陥っているのである。

1-4 民主市民としての意識の広がり

韓国社会で言われる民主市民とは、民主主義国家の一員としての国民という意味で使われているが、この「自身が民主市民である」という意識や政治への関心が強いのではないだろうか。現行の大韓民国憲法は、民主化直後の1987年10月29日に交付されているが、大韓民国憲法は1947年に交付されて以降、国家体制の根幹に関わる改正を5回おこなっているため、「第六共和国憲法」ともよばれている。憲法第一条は「大韓民国は民主国家である。大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から生ずる」となっており、2016年10月から2017年3月に行われた、当時の大統領であった朴槿恵氏を罷免に追い込んだキャンドルデモの際には、市民がこの文言を異口同音に叫び「国家の基本的価値」を守るために闘ったとされている。このキャンドルデモは、6ヶ月間に及び、参加者は延べ1,600万人であったとされている。このキャンドルデモは歌手や俳優等の有名人も多く参加したことや、若者層の参加が多かったことが特徴的である。

また、韓国では1980年代に民主化運動に携わった1960年代生まれの年代を、386世代と呼ぶが、この386世代で支援現場の組織者となっている人たちからは、学生時代から社会運動に参加する人が少なくなってきたとの指摘がある⁶。しかし、この2016年のキャンドルデモはこれまでとは違い、若者たちが、自分たちがどう生きるか、自分たちの社会がどうあるべきかを問うなかで大きな渦となった。その影響もあり、韓国の若者の民主市民としての意識がさらに強まっていると考える。

この、若者世代の民主市民としての意識の高まりを、大統領選挙の投票率からみることができ。キャンドルデモ後に行われた第19代大統領選挙の投票率を第18代大統領選挙(2012年)の選挙率と比較すると、40代以降の投票率が下落しているのに対し、20代では68.5%から76.1%、30代では70%から74.2%と若者世代の投票率が上昇している。日本の同じ年の投票率と比較すると、平成29年(2017年)の衆議院選挙の投票率は、20代が33.8%、30代が44.7%であった。日本の投票率は、平成2年(1993年)以降減少傾向にあり、自民党政権への国民の怒りが民主党政権を生み出した年である平成21年(2009年)にやや増加したが、それ以降また減少している。

若者の政治参加への原動力を、社会への怒りや社会への思いに求めることができるのではないだろうか。SEALDS（Students Emergency Action for Liberal Democracy - s）は、「自由で民主的な日本を守るための、学生による緊急アクションです。担い手は10代から20代前半の若い世代です。私たちは思考し、そして行動します。私たちは、戦後70年でつくりあげられてきた、この国の自由と民主主義の伝統を尊重します。そして、その基盤である日本国憲法のもつ価値を守りたいと考えています。この国の平和憲法の理念は、いまだ達成されていない未完のプロジェクトです。現在、危機に瀕している日本国憲法を守るために、私たちは立憲主義・生活保障・安全保障の3分野で、明確なヴィジョンを表明します。7」と表明し運動を開始した。まさに、日本国憲法の危機への怒りから生じた運動であった。韓国のキャンドルデモやSEALDSの活動は、若者たちの社会への怒りから生まれていると捉えることができる。

第2章 若者が民主市民となるための土台となる実践

本章では、若者が社会に主体的に参加することを目指してきた韓国の代案教育や社会的企業、青年たちによる運動等の実践に焦点をあて、その実践がなにを目指し、なにを大切にしてきたのかを考察する。

2-1 代案学校 Haja センターの取り組みと実践哲学

韓国では、2000年頃から代案教育の取り組みが活発化している。その代表的なものに Haja センターがある。1999年に「ソウル市青少年職業体験センター」という名称で運営が開始され、ソウル特別市が延世大学に運営委託をしている代案学校である。ここでは学業を中断した青少年が、そこでの学びの中で社会の「主体」となり地域や社会の問題を意識的に捉える取り組みがなされてきた。

この Haja センターの哲学は大きく2つに分けられる。一つ目は「仕事、遊び、自己決定の若者文化ワークショップ」、二つ目は「友情とおもてなしのある創造的で自律的な場」である。この2つの哲学は、Haja センターが目指すべきものを表現している。センターを、仕事と遊び、自己決定の新たな文化を創り上げる場として捉え、競争主義による傷つきを克服する友情とホスピタリティを創り上げる場を、自律的（自治的）に運営することを目指しているのである。

Haja センターでは、韓国における競争主義が、次代の若者達を育てることに大きな障壁となっていると捉え、競争主義を支える「競争率の高い」学校や塾による被害者となっている若者こそが、新たな時代を創り上げる可能性をもつ存在であると考えている。その為、新たな学び方を獲得する自己主導的で協同的な学習による自己との向き合いにより、若者たちは、競争主義と対峙する力を獲得し、彼らの「主体」としての育ちが保障されると考えるのである。この「協同学習」とは、学校や塾による被害者となった若たちが経験してきた「勝つために学ぶ」競争

主義教育とは性格の違う「自分のために（自分たちのために）学ぶ」実践であると言える。

韓国の学業中断率をみると、2019年教育部⁸の発表では、2018年度の高校中退率は1.6%となっており、日本の1.4%と大きな差はないが、韓国の大学進学率の高さを考慮すると、韓国での高校中退は日本より深刻な問題であると推測することができる。Hajaセンターでは、学校が肌に合わない青少年（学校を中退した青少年たち）に対して、単に代案的な教育を提供するのではなく、「持続可能な人生のための、青少年進路活動のハブ」の創造をビジョンとしてきた。また、Hajaセンターは、若者たちの課題を社会の責任に課すのみではなく、青少年が社会の「主体」としての育つことを可能にする為に、7つの約束を重視してきた。それは、「①したいことをしながら、しなければならないことをしよう、②年齢差別、性差別、学力（学歴）差別、地域差別、人種差別をしない、③どんな種類の暴力も行使しない、④自分の後始末は自分でする／人に被害をあたえない、⑤情報のせいで餓死しない／情報と資源は共有する、⑥立場を変えて考えてみる／配慮と親切、⑦約束は守る／守れない約束はしない。」の7つである。ここからも、青少年が社会の一員として学び・活動することがセンターの運営理念となっていることがわかる。

また、このHajaセンターで学んだ若者が、卒業後に社会的企業を起業するなど、社会を変革し自分たちが生きていくための新しい社会を創造する取り組みに発展しているのも、韓国の代案教育の大きな成果であるといえる。いわゆる「社会不適應」であった青少年が、社会に無理に適應しようとしたり、自らの問題を自己責任論的に解決したりするのではなく、社会と結びつけて考える力を獲得し、環境問題やエネルギー問題等、自分たちが直面している問題だけではなく、社会で起きている様々な問題に対して目を向ける力を獲得することのできる実践がされている。

2-2 青少年を対象とした実践 Yooja salon の実践哲学

韓国の青少年を対象とした社会的企業のひとつである Yooja salon では、ひきこもりをはじめとする、社会に自分の居場所を見出せない青少年を「無重力青少年」と名付け、地に足はつかないが、空を飛ぶ力を持っている青少年と捉えて支援を行っていた⁹。この Yooja Salon は、Haja センターで中心的に活動を行っていた活動家が起業した社会的企業のひとつであり、音楽を通して青少年の社会参加を支援している。Yooja salon の実践哲学の一つである「教育や講義ではない、コミュニティが子どもたちを育て、治癒する」という考え方は、若者たちが学び、止揚する矛盾は、学校に存在するのではなくコミュニティに存在するものではないだろうか。この哲学は、学校を否定する極論を招きかねず、慎重に検討しなければならない。学校を否定的に捉え、学校を無くせばよいといった極論ではなく、現在の学校が、若者たちの「自己との対話」や「自己探し」を可能とするものではないとの考えから、韓国では、生活の場のひとつである地域（コミュニティ）のなかに代案学校を建設してきたのではないだろうか。韓

国では、1990年代に脱学校（オルタナティブ・スクール）の動きが展開されてきたが、そのなかでは、個性が命とされ、個性や自律が追及されてきた。韓国において、代案学校運動は、まさに「自己との対話」や「自己探し」として展開されてきたのではなかろうか。

また、Yooja salonの哲学として、「今倒れるよりは、待つて遅れる方が良い」というものがある。これは、今がむしゃらになって、必死になって倒れるよりは、自分のペースでじっくり待つて遅れるほうが良いという、社会への適応を急ぐのではなく、主体的な参加を目指すものであると解釈できるのではないだろうか。この哲学は、筆者が2010年にHajaセンターに訪問した際に、Hajaセンターを運営委託されている延世大学の教授であり、韓国の代案教育運動に携わっている趙韓恵津氏から、韓国社会についての分析を伺った際にも聞くことができた¹⁰。趙韓恵は、新自由主義のもとに、市場が教育を主導するようになったことや、1997年のIMF通貨危機以後、社会を信用できなくなった親世代が子どもの受験に全面的に投資と介入をするようになったことを指摘している。また、その結果、「人生は生まれてから死ぬまでが競争だ」という考えのもと、金による安定性を追求した「賢い少数」と「孤立と恐怖」に象徴されるカジノ資本主義時代として韓国を襲ったとしている。脱産業社会、いわゆるポスト・フォード主義時代には、「労働」概念から「活動」概念への転換が必要であり、さらに自律、他律、自活労働が求められるとも述べている。Yooja salonの哲学は、まさに韓国のこのような考えのもとに作られたものである。

2-3 代替的な就労自立を目指す青年ハブと青年の自立

2013年にソウルの都市問題を解決するための社会イノベーション拠点として開所したソウル革新パークは、社会的経済を行政が積極的に育成・支援する拠点となるもので、他に類を見ない先進的な施設であるとされている^{xiii}。そのソウル革新パーク内にある青年ハブは、「青年の自立性を引き出し社会を変革させる人材を育てること」を目標とし、2013年にソウル特別市青年基本条例のもとに作られた^{xiv}。青年の仕事を超えた、生活や生存を超えた、文化、共有資源を超えた財産として再生産できる青年政策と、持続可能な都市のための青年の生活、文化、資産のプラットフォームを構築することを目的としている。

青年ハブの事業は①青年たちの自発的なコミュニティとのプロジェクト、革新的なアイデアを実験する活動支援と空間支援事業、②青年の社会的資源を調達するための世代や地域を超えた交流と協力事業、③青年が問題解決の主体となることができるよう、青年または関連分野の専門家による研究事業、④青年たちの様々な活動の社会的基盤を築くための、人的・物的・社会資源を連携事業の大きく4つに分かれている。この4つの事業を通して若者に「価値ある体験」や様々なコミュニティの人たちと出会う場を提供し、青年が主体となって活動ができるよう支援を行なっている。

また、ソウル市の委託事業で代案学校と社会的企業が共同運営をしているクリキンディセン

ター（ソウル市立恩平青少年未来進路センター）もソウル革新パーク内にセンターを構えており、青少年のニーズと特性に合わせた仕事と学習を通して、新しい進路教育を目指した活動を行なっている。ここでも、Hajaセンターの卒業生がスタッフとして活動しており、代案教育の中で社会を変革する力を身につけた若者が、活躍できる仕組みが整いつつある。もちろんそれは、家族が社会が望む生き方ではないかもしれないが、彼らは、韓国社会で持続可能な生活の創造を目指している。そうしたなかで、ソウル市は青年達が多様な人生の選択が可能になる為に、青年議会からの提案を受け青年手当の支給を考えてきた。

2-4 青年手当と心理支援・生活支援

ソウル市では青年手当の支給が2016年から開始された。青年手当とは、ソウル在住の19歳～34歳の未就業の青年が、毎月50万ウォンの現金支給とプログラムへの受講を最大6ヶ月間受けることができる制度である。この制度は1章で述べたように、若者が二極化していることで社会参加のための準備期間を十分に保証されてこなかった若者に対して、就職準備のための有用な制度となっている。対象となる若者は「就業意欲のある若者」に限定されているものの、試験の受験料の補助等の制度もあり、金銭的な理由により就職準備にお金と時間をかけることができない若者にとって大きな役割をはたしている。これまでの受給者数は、2016年2,831名、2017年5,033名、2018年7,316名、2019年5,165名となっている。

青年手当の受給期間中に受けることのできるプログラムには、就職に直接役立てるためのプログラムの他にも、多くのプログラムが用意されている。プログラムの受講は自由に選択できるが、一対一の心理相談を受けた経験のあるものが14%と最も高く、他にもオンライン相談(10.2%)、グループ相談(2.5%)等、自身の悩みを打ち明けることのできるプログラムだけでも、多様なプログラムが用意されている。金銭的な支援のみならず、学ぶ機会の提供や心理的なサポートを並行することで、就職準備の手助けをするための青年手当が、結果的に受給者の「生活の質」をあげていることが明らかになった(2018年受給者実績^{xv})。

実際に、青年手当を受給した青年は、自身の変化を次のように記している。「家で適当に準備して食べていた食事は、栄養の高い食事になり、家事で消耗していた時間も勉強に集中できる時間に変えることができた。健康な体と健康な精神によって、これまでしなかった運動も始めることができ、心の傷を治癒できるよう努力ができた。(中略)青年手当は単純に“お金”ではなく失敗することのできる“機会”だった。まるで、転んでも大丈夫と優しく言ってくれる両親のようだった。前だけをみて走っていた私に、周りを見る余裕をくれた^{xvi}。」としており、青年手当の取り組みは、単なる所得保障(ベーシックインカム)ではなく、青年が、彼ら自身が選択する人生を見つけることができる時間を保障することを目指すものであり、自身の生活の質を高めるために、今ある生活課題と向き合う余裕を保障する制度であると捉えることができる。

また、2018年に青年手当を受給した青年の88.3%がソウル市の他の政策に対する関心度が高

まったと回答しており^{xvii}，青年手当の受給により政策への関心度が高くなっていることも，青年手当の大きな成果であると考えられる。

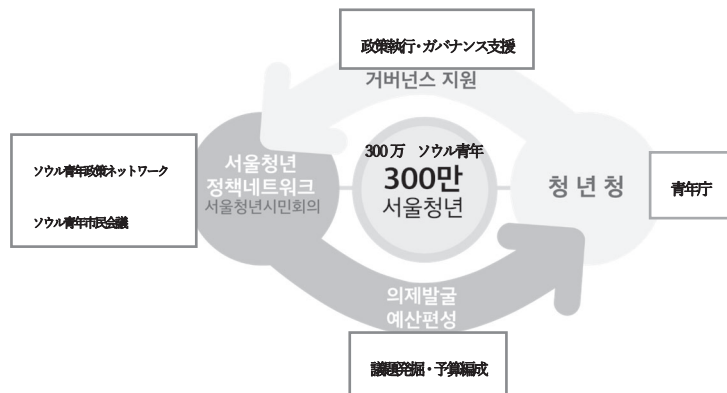
第3章 若者自身による若者問題への挑戦

韓国の青年たちは，自分たちの力で，自分たちの生活課題や社会問題と向き合う取り組みを行っているのではなかろうか。青年手当を創り出したのも，彼ら自身の運動によってであった。

3-1 ソウル市青年政策ネットワークと青年手当

ソウル市青年政策ネットワークは，2013年に発足しソウル市の青年のために青年たちが問題提起・政策提言をし，政策の実現に向けて活動をしている。ソウル市青年政策ネットワークは，青年市民が積極的に参加する市民参加機関であり，青年の問題をはじめとする社会問題を解決するために，政策発掘と提案，様々な社会的解決策を試みている。政策発掘と提案のプロセスは青年の自発的な参加に立脚した議論のもとに行われている。2019年よりソウル青年自治政府という青年政策の新たな推進システムが発足した(図1)。政策発掘を行うソウル市青年政策ネットワークと，政策を執行する青年庁（ソウル特別市長直属の組織であり，青年が政策提案できるようサポートする行政組織）で構成されている^{xviii}。

ソウル市青年政策ネットワークの運営理念として，①能動的に活動し，自発的に参加する，②十分な情報を共有し，自律的に運営する，③平等な関係性を形成する，④公開的で開放的に運営する，という4つが掲げられ，青年が青年のために活動する場となっている。ソウル市の青年自立予算の編成権の一部が，ソウル市青年政策ネットワークに委任されており，分科（2019年は交通環境，教育，文化，健康，福祉・安全網，平等・多様性，仕事・経済，都市・住居，民主主義）に分かれてニーズ調査を行い政策提言から予算編成まで，時間をかけて議論されてい



(図1) ソウル青年自治政府
ソウル市青年政策ネットワーク HP より抜粋し筆者訳

る。

青年手当は、ソウル市青年政策ネットワーク（制定当時はソウル市青年議会）のなかで議論のもとに制度化された。ソウル市青年政策ネットワークが社会を変革する取り組みのなかの一つが青年手当であり、それを可能とするための仕組みが、ソウル市ではソウル青年自治政府であるといえる。

3-2 青年手当をもらった人の変化

青年手当は、就職意欲のある青年が受給対象となっているが、直接的な就労支援ではなく、現金の支給とプログラムの受講により、青年が余裕を持って学ぶこと、考える時間を保障していることが大きな特徴である。

青年手当の受給者の一人は、「多くの人が平凡な人生の過程を歩むのに、なぜ私は”平凡“すら手に入れられずに、むしろ遠ざかっているのだろう。少し休んではいけないのか。でもうちの場合は自分もお金を稼がないといけない^{xix}。」という思いで就職準備をするも、就職が決まらないままに3年が経過し、青年手当を受給することとなった。青年手当を受給後は、「青年手当は青年たちに早く就職しなさいという意味で支給されるのではない。急がなくても良いと一緒に待ってくれるものだ。(中略) 青年手当のおかげで新しい人間関係も生まれた。先に就職して違う人生を生きる友達や、両親には話せない悩みや寂しさを打ち明けることができ、心が軽くなった。^{xx}」と、心境の変化を綴っている。また、他の受給者は「以前はソウルという場所は機会の場であると同時に試練の場だった。しかし、今はソウルという場所は、不安定な青春に暖かさが感じられる新しい挑戦の場になった。以前より自信もつき、未来への期待感も生まれた。なにより、見知らぬ土地に必死に適応する異邦人のような私に市民としての大きな誇りを持たせてくれる契機となった。一番大変な時期に暖かく手を差し伸べてくれたソウル市と青年活動支援センターに感謝するとともに、地域社会のために社会の一員として他の人に恩を返せるような人になりたい。^{xxi}」と綴っている。

この受給者たちの記述からもわかるように、青年手当が単に就職希望者のための就職支援ではなく、就職準備のために不安定な生活を送っている青年が、同じような境遇の仲間との出会いや、様々なプログラムの受講を通して社会参加の機会を提供することで、就職への直接的な支援ではなく、青年の生活自体を支援している制度であるといえる。そして、その生活を支援することが、青年の視野を自分自身から社会に広げることに繋がっている。

第4章 自立支援から社会参加保証へ

韓国では代案学校運動以降、ソウル市の青少年・青年支援が目指すものは、青少年・青年が安全に暮らすことができる地域と関係の創造、さらに、青少年・青年が支援の対象から主体になれる政策ではないだろうか。

4-1 ソウル市の青年手当からみる「時間の保障」

ソウル市青年手当のホームページを見ると、「考える時間、決心する時間、動き出す時間、今青年に必要な時間を保障します」という画像が掲載されている^{xxxii}。競争主義的な教育の中で、考えることよりも詰め込むことに必死になってきた青年には「考える時間」を、自分の進みたい道に進むべきか、親や社会にとっての「正解」の道に進むべきか迷っている青年には「決心する時間」を、自分の価値や自分の居場所を見出せずに立ち止まっている青年には「動き出す」時間を、それぞれの青年に必要な時間を保証するのが、青年手当の狙いであり革新的な点ある。支給額は月に50万ウォン（日本円で5万円弱）であり、生活を保証するには不十分な額である。金額の妥当性についても今後検討の必要があるが、アルバイト等で生活をまかなっている青年や、低所得家庭の青年にとって、月50万ウォンを6ヶ月間支給されると、アルバイトの時間を1か月あたり58時間¹¹節約できるとされている。この、58時間を「生き延びるため」ではなく、「自分と向き合うため」につかうことを保証し、仲間との出会いやプログラムへの参加を通した、社会参加する力の獲得を目指している。

これまでの若者支援は、日本、韓国双方において若者やその家族が客体となり、サービスをうけることにとどまってきた。しかし青年手当は青年にサービス（プログラム提供）と併せて現金を支給し、まずは青年の生活の基盤や、自分に向き合う時間を保障している。これまで公的な支援として現金が支給される制度は、基礎生活保護制度（日本でいう生活保護）等の貧困対策が主であったが、これは個人ではなく世帯単位で支給されているものであった。このなかで、支援される若者は、世帯が基礎生活保障制度の対象となっている者に限られていた上に、青年に対して現金が支給されるわけではない。しかし、青年手当は世帯の所得の制限はあるものの、青年個人に手当が支給される点がこれまでの制度にない革新的な点であるといえる。

4-2 ソウル市青年活動支援センターが目指す青年の自立

ここまで、ソウル市の青年手当が、単に就職支援のためのものではないこと、青年手当の受給で青年の生活の質や価値観が変化したことを明らかにし、その背景には代案教育やソウル市青年政策ネットワーク等の青少年・青年が主体となるための取り組みが活発にされていることがわかった。では、ソウル市青年活動支援センターが青年支援に求めるものは何か。山本（2020）^{xxxiii}は、就労支援中心の若者支援を批判し、若者を対象とする福祉実践は、彼らが、

ただ社会に包摂されるのではなく、包摂される社会を変革する主体となることを目指す必要があると指摘しているが、ソウル市青年活動支援センターの目指す自立は、まさに「就労自立」ではなく、「社会を変革する主体」としての自立ではないだろうか。

新自由主義のもとで、幼少期から過酷な競争を強いられ、出口の見えない競争を続ける韓国の若者が、疲弊し自らの未来が見えなくなっている状況のなかで、青年手当という公的な支援(社会)が手を差し伸べることは、支給される金額以上の救いとなる。生活が不安定な中、終わらない就職準備を強いられている若者が、同じ境遇の仲間と出会い、手当の支給により自分の将来のために費やすことができる時間を得ることで生活の質が向上しただけでなく、青年手当以外の政策にも興味をもった青年が多かった。毎日の生活に疲弊している若者が、自身の将来や社会に目を向けるためには、目先の就労だけでは限界があることが、青年手当の受給者の声からも明らかになった。ここから、青年手当の支給は、単に青年の自立を支援するためのものではなく、青年自身が社会の矛盾に気づき、社会を変革する主体として歩み始めるための第一歩であると言えるのではないだろうか。

日本では、先に触れたとおり、若者支援が若者サポートステーションを中心とした就労支援が主となっている現状があり、若者の就労的自立が支援のゴールとされている。一方で、ソウル研究院^{xxiv}は、不平等の解消と、既存の社会保障制度の補完のための、青年基本所得の導入の検討の必要性を指摘している。また、青年手当についても、多様な活動を支援する革新的な制度であるとしつつも、「未就業」、「低所得層」、「求職活動」というフレームからは抜け出せていないことを指摘している。この指摘の意味するものは、ソウル市が青年支援のゴールとして目指しているものが、単なる就労的な自立ではないということである。

4-3 ソウル市青年活動支援センターの今後の課題

青年手当は、ソウル研究院の指摘の通り、革新的な制度ではあるが、課題の残る制度であるといえる。青年手当の受給は、現状としては19歳～34歳の就業意欲のある者が対象となっている。また、応募資格として、①未就業(週26時間以下または3ヶ月以内の短期就労者)であり、②最終学歴の終了後2年以上経っているもの(2年未満の場合は、雇用労働部の青年給食活動支援金制度に申請をすることができる)、③中位所得の150%未満の家庭の者という基準が定められ、条件付きの支援にとどまっている。これは、日本の若者サポートステーションの課題としても指摘されているが、就職に多くの困難を抱えるひきこもり等の非求職者層は支援の対象とならず、青年を包括的に支援する制度となっていないことが課題としてあげられる。

また、青年手当の受給者の平均年齢は2019年度実績で28歳であるが、受給者の年齢別の分布を見ると、受給資格の上限である30～34歳のグループが33.9%と最も高くなっている。そして、受給者の未就業期間の平均は61.6ヶ月(5年1ヶ月)、最長未就業期間は199ヶ月(12年7ヶ月)となっている。韓国は兵役制度があるだけでなく、留学や休学で高等教育の修了年齢が

遅いことや、日本の若者サポートステーションの対象年齢が49歳であることを踏まえると、対象の年齢を広げる必要があるだろう。そして、未就業期間が長い若者に対して、6ヶ月という受給期間が妥当であるか検討を加える必要があるのではないだろうか。

さらに、ソウル市青年活動支援センターは、ソウル市における未就業期間が長い若者だけでなく、就業意欲が生じがたい若者を支援対象とする部署との連携を図り、今まで対象とできてこなかったこれらの濃厚なニーズをもつ人にどうアプローチするかを検討しなければならない。

おわりに

ソウル市は、前ソウル市長の死去との関わりで大きな転換期を迎えている。前市長は「市民の参画によって公約をつくる」ことを重視し、青年政策だけではなく様々な社会問題に精力的にとりこんできた^{xxv}。前市長時に作り上げた青年政策を、社会の財産とし、より発展させることが必要である。総合的かつ包括的な青年支援政策となるには多くの課題をもつが、今までに獲得した資源や政策を守ることがソウルの若者たちの今後の課題となっている。

また、ソウルの若者運動で育ってきた活動家たちは、社会の課題と向き合う力をもっている。その力は、まさに社会的に抑圧されたなかから自分たちを救い出してきた彼らの運動のなかで獲得された力なのではないだろうか。

日本の若者支援は、韓国の青年たちが青年自身の運動により、青年たちが自身の生活を守る制度を創り上げてきた実践から多くを学ばなければならない。

〔注〕

- 1 2019年韓国統計庁「死亡原因統計」の発表による
- 2 同上
- 3 2020年韓国統計庁「2020年7月雇用動向」の発表による
- 4 韓国教育開発院「OECD教育指標2019」の発表による
- 5 2020年1月13日OECDの発表による
- 6 2020年2月ソウル市青少年活動支援センターへの調査での聞き取りから
- 7 SEALDsHPより抜粋 <https://www.sealds.com/>（最終閲覧日2020.09.30）
- 8 韓国教育開発院「教育統計2019」
- 9 現在は活動を行っていない
- 10 2010年Hajaセンターでの調査時の聞き取り資料から（2010、9月聴取）
- 11 韓国の最低賃金8,590ウォンで計算

〔参考文献〕

- i 宮本みちこ 2004『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容—』勁草書房
- ii 日本学術会議 2017「社会学委員会 社会変動と若者問題分科会 提言 若者支援政策の拡充に向け

て]

- iii 「8년째 청소년 사망원인 1위 자살 .27%는 '우울감' 경험」『中央日報』2020年4月27日
(訳: 8年目 青少年の死亡原因1位 自殺…27%は“憂うつ感”経験)
- iv 高安雄一 2007 韓国の非正規雇用問題とその解決法「韓国経済システム研究シリーズ No.12」環日本海経済研究所
- v 「국민 90% “IMF”로 양극화·취업난 심화」『國際新聞』2017年11月14日
(訳: 国民90%が“IMF”で両極化 就職難の深刻化)
- vi 禹哲熏, 朴権一著 金友子, 金聖一, 朴昌明訳 2009 『88万ウォン世代』明石書籍
- vii 同上
- viii 「[복지국가를 말한다] (1부) ② 과부하 걸린 한국의 가족」『京郷新聞』2011年5月11日
(訳: [福祉国家を語る] 1部② 過負荷のかかる韓国の家族)
- ix 「" 생존 결정하는 건 '수저 색깔'"…서울대생, 인터넷에 공개 유서 남기고 투신 자살」『朝鮮日報』2015年12月18日
(訳: “生存を決めるのはスプーンの色“…ソウル大生, インターネットに公開遺書を残し投身)
- x 大韓民国青少年議會 Web マガジン 2016.10.08 「들리십니까? 흙수저들의 울부짖음이 ... (訳: 聞こえる? 泥のスプーンの叫び)」
https://youthassembly.or.kr/bbs/board.php?bo_table=B51&wr_id=32524#c_41206229
- xi 「부모 소득따라 사교육비 5배 격차…사교육 참여율도 상승」『中央日報』2018年3月15日
(訳: 両親の所得によって私教育に5倍の格差…私教育参与率も上昇)
- xii 中西新太郎 2004 『若者たちに何が起きているのか』花伝社
- xiii 福沢康弘 2017 「韓国の〈社会的経済〉とソウル革新パーク:その政策的意識と課題」季刊北海学園大学経済論集 64 (4): 1-18
- xiv ソウル市青年ハブ HP <https://youthhub.kr/eng> (最終閲覧日 2020.09.30)
- xv 서울시 청년활동지원센터 2019 『청년 수당라는 응원』
(ソウル市青年活動支援センター 2019 『青年手当という応援』)
- xvi 同上 p.103 より翻訳し抜粋
- xvii 同上 p.160 より翻訳し抜粋
- xviii ソウル市青年政策ネットワーク HP <https://seoulyg.net/> (最終閲覧日 2020.09.30)
- xix 서울시 청년활동지원센터 2019 『청년 수당라는 응원』 p.27 より翻訳し抜粋
(ソウル市青年活動支援センター 2019 『青年手当という応援』)
- xx 同上 p.28 より翻訳し抜粋
- xxi 同上 p.24 より翻訳し抜粋
- xxii ソウル市青少年ポータル https://youth.seoul.go.kr/site/main/content/youth_allowance_justice
(最終閲覧日 2020.9.30)
- xxiii 山本耕平 2020「オルタナティブな自立を目指した若者福祉政策の課題 —就労自立支援から総合的支援へ—」総合社会福祉研究 (49) 21-31
- xxiv ソウル研究院 2019 「ソウル市青年基本所得支給の効果検討を目標とした, 青年層に対する証拠基盤の科学的政策実験の設計」
- xxv 白石孝編著 2018 『ソウル市の市民民主主義革命』コモンズ

(まつおか えりな 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程)
(指導教員: 山本 耕平 教授)

2020年9月30日受理

